

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年11月9日開催分）

司会者：本日の裁判員経験者意見交換会には、5名の経験者の方に御出席いただいております。私は司会進行を担当いたします、大阪地方裁判所第12刑事部の裁判長をしております村越と申します。よろしくお願いいたします。

本日の意見交換会のテーマは、否認事件における立証の分かりやすさでございます。否認事件というのは、被告人が公訴事実のうちの全部、または一部を争っている事件ということになります。そういった事件の審理には、それぞれの事件で特有の難しさがあるかと思えます。本日は、皆様の御意見をお伺いして、その立証に携わる検察官や弁護人にとって参考になる事項、あるいは裁判を進める上で、裁判官にとって参考になる事項について、議論を深めてまいりたいと思っております。

それでは、この場に出席いただいております検察官、弁護士、それから裁判官から、それぞれ簡単に自己紹介をお願いいたします。

花輪検察官：大阪地検で公判を担当しております、検事の花輪と申します。

本日は、今後の公判活動に役立つ御意見を聞かせていただければと思っておりますので、どんな些細なことでも結構なので、率直な意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

市川弁護士：弁護士の市川と申します。大阪弁護士会から参りました。

私たち弁護士は、こうやって裁判員の方々から直接お話を聞く機会が数少ないもので、とても楽しみにしております。いただいた御意見は、弁護士会に持ち帰って、我々の活動に反映させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

國分裁判官：大阪地方裁判所第12刑事部裁判官の國分と申します。

本日は、皆様のお話をお聞きして、今後の裁判官としての職務に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：それでは、早速進行していきたいと思っておりますが、まずは、裁判員を務

められた御感想からお聞きしたいと思います。

1 番の方からお願いいたします。

裁判員経験者 1：裁判員裁判に参加して、とても貴重な経験をさせてもらいました。テレビのドラマや映画で、裁判のシーンというのは、結構見たことがありますけれども、裁判官や検察官、弁護士の個々の動きというのは、ほとんど分かりません。そんなことがよく分かりましたので、最近ではテレビで、裁判のニュースが流れると、やっぱり気になって、非常に興味を持って見ております。

司会者：ありがとうございます。それでは、2 番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 2：最初は、「まさか自分が」というふうに思っておりましたし、私の周りで裁判員になった人は1人もいませんでしたので、周りの人間に話をしたところ、「ほんまにおるんや」というように、みんなに驚かれたぐらいです。しかし、一度はやってみたいと思っておりました、ドラマや映画の世界でしかない法廷での出来事が、目の前で、実際に自分がやるということで、今後の人生に、非常に役立つであろうと思った次第です。

司会者：ありがとうございます。それでは、3 番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 3：私の場合は、できれば経験したくない、当たりたくないと考えていたんですけれども、裁判で意見を述べさせていただくということは、貴重な経験になりました。私もニュースを見ると、裁判員を経験する前と違って、「私だったら、こう考えるのにな」って自分の意見を考えるようになりました。

司会者：ありがとうございます。それでは、4 番の方、お願いいたします。

裁判員経験者 4：私が担当した事件は、強盗殺人の事案だったのですが、否認事件ということで、自分の中に、検察官側に立つ人間と、辩护人側に立つ人間とが2人いて、その2人が自分の中で意見を交わしているような、何とも言えない、経験したことのないような時間を過ごした覚えがあります。私もいろいろなニュースを聞くと、自分が参加させてもらった事件のことを思い出しますし、新聞にしてもニュースにしても断片的なことしか出てこないのです、やはり

自分が実際に裁判員を経験して感じたものとは違うなという感じで、いい経験になったなと思っております。

司会者：ありがとうございます。それでは、5番の方、お願いいたします。

裁判員経験者5：大変よい経験をさせてもらったと思っています。

司会者：ありがとうございます。

それではこれから、皆様が御担当された事件を少し振り返っていただきながら、議論していきたいと思えます。

まず、1番の方が御担当された事件は、傷害致死事件でした。

裁判員経験者1：そうですね、被告人が自分から進んで参加したのか、流されたのか、その辺りが問題になったと思えます。

司会者：法律上の争点としては、共謀であるとか、正当防衛であるとかいった点が問題になったということでしたね。法律上の難しい問題もあって、関係者もかなり数が多く、登場人物の中に外国人の方がたくさんいらっしゃって、通訳を介して行われるので、戸惑いや、これは大変だなという感じはございましたか。

裁判員経験者1：はい、それはありました。

司会者：最初の段階で、検察官や弁護士から、冒頭陳述とって、こういう事件で、こういうところが争点ですという説明があったと思えます。その説明を聞いて、あっそうか、こういうことを考えればいいんだな、判断すればいいんだなということは、その段階で、すっと分かったのか、あるいは自分の中で、よく分からないなと思えながら、しばらく審理をされていたのかについてはいかがでしょう。

裁判員経験者1：すぐには理解できなくても、何時間か、何日か経てば、概要は大体分かってきました。

司会者：最初に法廷に入って、いきなり、なるほど、こういうことかというところまでは、なかなかいかないですかね。説明自体は、聞いていて分かりやすかったですか。

裁判員経験者 1：はい，大体理解できました。

司会者：通訳が入っていた点は，いかがですか。

裁判員経験者 1：別段，気になりませんでした。

司会者：ありがとうございました。

次に，2番の方が御担当された事件は，家に火をつけたという事件でした。

裁判員経験者 2：自分が暮らしている家に火をつけたということで，現住建物等放火の罪に問われた事件で，非常に分かりやすい裁判でした。家を燃やそうとする意思があったのかどうか一つの争点です。それと，冒頭陳述の中で，弁護人が，被告人に精神的な疾患があって，その影響で火をつけて，心神耗弱の状態であったというような主張がありました。最近の裁判ではよくありますよね。その精神的な疾患自体がどういうものであるかというのは，よく分からなかったんですけども，専門家の方が証人に出てこられて，精神的な疾患と事件との関係を非常に分かりやすく説明されたので，その辺りは理解できました。

司会者：ありがとうございました。

事案自体は，ずっと分かりやすく入ってきたけれども，故意などを判断する際に，いろいろと悩ましい点，難しい点はあったということですね。精神的な疾患と事件との関係については，専門家の方の意見もお聞きして，すっと落ちるところがあって，いろいろ考えが深まったという流れでしょうか。事件自体がどういう事件で，何が問題なのかという点は，最初の冒頭陳述の段階で理解できましたか。

裁判員経験者 2：はい，理解できました。

司会者：ありがとうございました。

続いて，3番の方が御担当された事件は性犯罪の事件でした。

裁判員経験者 3：被害に遭われた方が3名いらっしゃるということで，第1事件，第2事件，第3事件と分けて考えなければいけなくて，最初はちょっと分かりづらかったところもあるんですけど，順を追って，第1事件の場合，第

2事件の場合、第3事件の場合と、被害に遭った過程と、けがの度合いなどを詳しく述べていただけたので、分かりやすかったと思います。

司会者：3番の方が御担当された事件は、3件あった事件のうちの1件について、区分審理と言って、争いがある部分を、先に裁判官が審理を行って一定の判断をして、その後、その部分も含めて、裁判員裁判として審理を行っております。そういう経過があったことについて、分かりにくいところはありませんか。法廷の中で取調べをする事件の一部について、争いのある部分を先に審理をしていたという点で御感想があればお願いいたします。

裁判員経験者3：一番最初にお話を聞いたときは、分かりづらかったです。最初にその部分の説明がありまして、それを理解するのに時間をいただいて、それから、それを踏まえて次の審理に入りますということだったので、まず最初に、納得というか、理解するのに少しだけ時間がかかりました。

司会者：ありがとうございます。

それでは4番の方、お願いいたします。

裁判員経験者4：被害者の方の死因が1番の争点でして、検察官の方は、被告人が被害者の財産を奪うために首を絞めて殺したという意見で、弁護人の方は、そもそも死因が不明で無実ですという意見でした。亡くなった方の遺体が損壊と遺棄されていたので、はっきりした死因が特定しにくかったみたいです。ですので、検察官と弁護人の主張のどちらが信用できるかと言いましょうか、どちらのつじつまがあっているかという辺りが判断の分かれ目になってきますので、自分の中で、そこが一番難しいというか、非常に悩んだところです。

司会者：まさに被告人がやったのか、やっていないのかという点が最大の争点だったというお話ですけれども、最初の冒頭陳述の段階で、こういうことが問題になるんだなということは理解できましたか。それとも、そこは審理を重ねないと、難しかったでしょうか。

裁判員経験者4：最初に検察官から冒頭陳述がありまして、防犯カメラ等を利用して、時系列である程度、何時にはどうしていた、この時点ではまだ生存して

いた、こういうふうに時間が流れていって、ここで、この人が亡くなる。それは病死かも知れないし、他殺かも知れないし、本人がやったかも知れない。けれども、ここで、この人が亡くなるというのは、こういうことでしょうかという形で出してこられたんで、スムーズに頭に入ってきました。けれども、その後、弁護士から、そうじゃないんだよ、こういうことも考えられるし、こういうことも考えられますよということで、混乱していったという形ですね。法医学の先生が出てこられて、その話を聞いて、自分なりに、ああこうなのかなという感覚を持ったような状態です。

司会者：ありがとうございます。

間接事実、情況証拠から被告人が犯人かどうかということ認定するのは難しい作業ですけれども、時系列を追って、順々に流れを押さえるということが役に立った。そうは言っても、それに対する弁護側の反論というものも有効で、それでまたいろいろと悩みが出てきた。そういう中で、どんどん証拠調べを重ねる中で理解が深まっていったという流れですね。

ありがとうございました。

続いて、5番の方にお伺いしたいと思います。5番の方が御担当された事件は件数多くて、3番の方と同じように区分審理を行い、先に裁判官が判断をした部分があったかと思いますが、その辺りについてはどのような御感想をお持ちですか。

裁判員経験者5：犯行が多いなと思ったことは覚えているんですけど、詳しくは覚えていません。

司会者：区分審理をされたという点以外で、この事件は、私はやっていませんという主張があったかと思いますが、最初の冒頭陳述の段階で、この辺りがポイントだな、この辺りが争点だなということは、理解できましたか。

裁判員経験者5：余り詳しく覚えていませんね。

司会者：ありがとうございました。

検察官あるいは弁護士の方で、御質問はありますか。

花輪検察官：否認事件では、例えばの話、被害者の方が犯人の顔を覚えていて、この人ですと言うことができれば、その人の話が信用できるかどうかというところで決まるんですけども、そうではなく、例えば、被告人が被害者の物をなぜか持っていますとか、そういう事実を積み上げていくことになります。そういう事実が余り証拠としてなければ、それを全部言うしかないんですが、逆にいっぱいあるときに、細かいものまで出し過ぎると、裁判員の方は、一個一個の意味をいろいろ考えてしまって、かえって悩むんじゃないかということで、必要不可欠なものを選別して、無駄なものは出さないというような考えでやっています。その辺りが、裁判員の方に理解していただけているのかという点をお聞きしたいです。特に4番の方の事件では、そういう形で、いろいろな事実を、先ほどおっしゃった法医学の先生の証言や、防犯ビデオの画像、そういったものを積み上げていって、この人が犯人です、この人が殺したんですという形で立証したと思うんですが、こういうものもあつたら良かったのにとか、あるいはこれは余計だったんじゃないかとか、そういう証拠はあつたでしょうか。

裁判員経験者4：そうですね。素人考えで、最初のうちは、何で検察官はこういうところを突っ込んで聞かないんだろうかというようなことを感じました。ただ、公判が進んでいくうちに、あっこれは、プロだから分かってやっていて、知った上で、別に言わなくてもいいことなんだということは、公判の後の方で何となく分かるようになってきました。確かに今言われましたように、いろいろな情報が多過ぎて、一遍に言われると、何から整理していけばいいのか分からなくなったりすることはあると思います。今回私が担当した事件の場合、直接証拠がなかったので、常に状況証拠の積み上げみたいな形になって、弁護人の方からは、ここは少し考え方としておかしいんじゃないでしょうかとか、こういうことも考えられるんじゃないでしょうかという意見が出てきて、最初のうちは、どうしてこういうところをもっと言ってこない、突っ込んでこない、特に被告人質問でどうしてここを聞かないんだろうというのは感じましたけれ

ども、後で考えてみると、それも、ちゃんと分かったのこともなんだなあと感じました。

司会者：ありがとうございました。

1番の方が御担当された事件では、検察官から提供されたもの、あるいは弁護人から提供されたものは、情報量として適切でしたか。それとも、不足みたいなものを感じられましたか。

裁判員経験者1：初めての経験なので、何回も参加すれば、多いか、少ないかは分かると思うんですけど、私は別に不足があったとか、多過ぎたってことはなかったと思います。それなりに、そしゃくもできて、適切だったと思っています。

司会者：ありがとうございます。

2番の方が御担当された事件では、本人の意識というか、認識といったものが問題になったと思います。判断をする上での情報量として、適切だったかどうかという点はいかがですか。

裁判員経験者2：検察官が作られたものではないんですけど、燃焼実験のビデオが流されて、その内容が、実際の現場で火をつけたものと材質が違うとか、正直言ってちょっとずさんな実験だなという印象を持ちました。正確に再現するのは難しいことなんでしょうけど、ちょっと証拠としては、あれっというふうに思いました。それ以外については、物的な証拠は何もないわけですから、本人がどう言うかということで、例えば消火する意思があったか、なかったかというところで、台所で火をつけたんですけど、シンクのところに洗面器に水を入れていたという本人の証言があって、取調べのときの証言と、法廷での証言が違っていたものですから、そういうこともあるんだなと思いました。

司会者：ありがとうございます。

5番の方は、いかがですか。情報量としての過不足はなかったですか。

裁判員経験者5：被告人が被害者のキャッシュカードを持っていたという警察官の証言があって、それで十分だろうと思いました。

司会者：ありがとうございます。

検察官，弁護士から質問等はございますか。

市川弁護士：情報量に関連して，こういう否認事件，事実関係に争いがある事件では，事実関係に争いがない事件に比べて，1日のスケジュールとして，ちょっと詰め込み過ぎじゃないかみたいなことを思われたことがなかったか関心があります。皆さんの審理予定を見てみると，裁判所に来られて，法廷で冒頭陳述を聞いて，書類の証拠調べがあって，その後さらに証人が来て話を聞いて，被告人質問を1日でされた方もいるようです。私たちも，裁判が始まるまでに，日程の間隔や，この日には何をするかということについて，詰めて議論をするんですけども，皆さんになるべく負担をかけないようにということもある反面，余り，日を分断してしまうと全体的なスケジュールが長くなってしまいうという悩みがあるんです。特に4番の方の事件では，午前中に法医学の専門家の話があって，午後には心理学の専門家の話があるという，専門家づくりの1日があったりして，なかなかこの日，1日法廷で話を聞くだけで，お疲れになったのではないかと思うのですが，そういったスケジュール面の御感想をお聞きできたらと思います。

司会者：審理日程と裁判員の皆様の御負担の関係については，皆様に御感想をお伺いしたいと思いますが，4番の方のお話がありましたので，まず4番の方に，全体の日程についての御負担と，その中で特に気になった点があるかについてお聞きしたいと思います。弁護士の方から，詰め込み過ぎていないか気になるというお話がありましたが，スケジュールに関する御感想，御意見があれば，お願いいたします。

裁判員経験者4：基本的に1週間のうちの3日間で，火，水，木といった形で審理をして，後は次回というようなスケジュールでしたので，自分なりに考える時間も持てましたし，気持ち的には比較的楽でした。ただ，裁判というのは，こういうものなのかなと思ったのが，何もないところに，ぽんと，これが証拠ですとか，これが意見ですとかいう格好で出てきますので，例えば前日に，裁

判長から、明日はこういう審理をしますと、法医学の先生が来られて、説明されます、写真等の証拠が出ますけど、そんなにショックな写真ではありませんというような、大まかな説明だけで、実際にどんなものかは全く分かりませんし、当日に情報が一遍に入ってくるという印象はありました。

司会者：今の御指摘はなかなか興味深いところで、例えば一般的に、会議をするという場合、いきなり会議の日に資料を渡されるということではなくて、事前に資料をお渡しして、それを読んできてもらって、その上でそのいろいろな議論をするということが多いと思われまます。その辺りにおいて、大分違うと感じられたんですかね。

裁判員経験者 4：そうですね。本当に何も無い状態から、一遍に100パーセントまで意識を高めて、見たり聞いたりするような形で、でもこれが裁判なのかな、裁判官の方は、いつもこうして何も無い白紙の状態から、物事を考えていられるのかなと思いました。

司会者：裁判官はこうなのかなという話が出ましたけれども、いかがですか。

國分裁判官：普段からやっていることと、その事件を理解するということは、また違うところがあるのかなと思いますけれども、皆様の御負担と分かりやすさの関係を考えると、なかなか難しいと感じたところがございます。

司会者：裁判員裁判では、法廷で直接見たり聞いたりすること、法廷の中で、検察官と弁護人に分かりやすく主張や証拠を出していただくということが心臓であり、命であるというふうに考えていて、そういうことで検察官、弁護人にも準備をして来ていただいているというところがあります。確かに、いきなり法廷で見るより、事前に資料などを読んでおきたいと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、あくまで法廷で、心の証と書いて心証と言うんですけど、法廷で心証を取っていただくということを原則にしております。ですので、今お話を聞いていて、裁判はそういうものなんだというふうに思われたということは、非常に興味深く思っております。逆に言えば、検察官、弁護人にとっては、今のお話は、いきなり法廷に出てくる人にしっかり分かってもらう

ためには何が必要なのかをお考えいただくということになるんでしょうかね。

この点について御意見はありますか。

花輪検察官：全く何も情報がないところから分かってもらうということが裁判の前提なので、今までもそういう工夫はしているつもりですし、今後も続けていきたいと思っております。

司会者：恐らく、証人尋問に入る前に、例えば、冒頭陳述で争点を理解して、その争点の中のここを調べるんだというアウトラインを理解した上で証人尋問に入っていただくと、いきなり白紙の真っさらな状態で話を聞くのではなく、その話が争点との関係でどういう位置付けであるのかということを理解して聞いていただくということになるかと思えます。どの裁判官もその辺りは工夫していると思いますが、証拠自体はあくまで法廷の中で聞いて、それでどう考えるかを考えていただくということが、裁判の原理原則だというふうに御理解いただければと思います。

それでは、審理日程の御負担について、続いて5番の方にお聞きしたいと思います。その前提として、審理日程自体は何日間でしたか。

裁判員経験者5：私は7日間でした。ちょうど良かったと思います。

司会者：内容的に、情報を詰め込み過ぎてよく分からないというようなことはなかったですか。

裁判員経験者5：なかったですね。

司会者：スケジュールはいかがでしたか。1週間の間、月曜日から金曜日まで毎日来るような感じだったのか、それとも、何日かだけ来るような感じだったのか。

裁判員経験者5：1週間、ずっと来ました。

司会者：終わる時間は、どれぐらいでしたか。

裁判員経験者5：4時前ぐらいだったと思います。

司会者：負担的には、それほどでもなかったという御印象でしょうか。

裁判員経験者5：問題なかったです。

司会者：1番の方は、いかがでしたか。

裁判員経験者1：私はトータルで9日間裁判所に来たと思いますけど、毎日ではなかったのですが、全く問題ありませんでした。ペース的には、続けてあったときもありますし、1週間に2回か3回ぐらいのときもありました。

司会者：1日当たりの情報量として、これは少し詰め込み過ぎているのかな、もう少しペースダウンした方がいい、あるいはペースアップした方がいいといった御意見はありますか。

裁判員経験者1：おおよそ理解できましたので、良かったと思います。

司会者：選任手続の日と審理の日は、別の日でしたか。

裁判員経験者1：はい。

司会者：審理自体も、1週間ずっとというわけではなかったのですが、それほど負担感はなく、情報量としても、詰め込み過ぎはなかったということですね。

2番の方は、いかがでしたか。

裁判員経験者2：私は合計で7日間です。火、水、木と法廷に行きまして、翌週の火、水と、さらにその翌週の月、火で評議しました。ですから、事件の内容にもよると思うんですけど、私が、担当した事件は比較的分かりやすい事件だったので、正直、この日程は、こんなにゆっくりでいいのかなと思いました。情報量としても、多過ぎるとは思わなかったです。

司会者：むしろ、少しゆっくりだというふうに感じられたんですかね。

裁判員経験者2：はい。

司会者：法廷に裁判に行った日の終了時刻はいかがでしたか。それほど遅くはなかったんでしょうか。

裁判員経験者2：予定では毎日5時ぐらいまでということだったと思うんですけど、大体4時半ぐらいまでには、ほとんど終わっていました。

司会者：ありがとうございます。

3番の方は、いかがでしたか。

裁判員経験者3：私は4日間で、選任された日は、お昼から裁判をやったと思い

ます。その日は4時半ぐらいまでであったと思うんですが、先ほどおっしゃったように、先に裁判官においてこういう審理がされましたという説明と、事件が他にもあって、そちらの争点はこういうことだという話があって、それを頭の中に入れるだけで、いっぱいいっぱいだったという感じです。

司会者：そうすると、初日に関しては、区分審理がなされているので、その情報についていろいろとそしゃくする必要もあり、もし仮に初日に予定がもっと詰め込まれていたら、厳しい感じだったということですかね。初日は説明があって、審理自体は比較的軽めだったんでしょうか。

裁判員経験者3：はい。2日目、3日目と、割と早い時期に連続してやったんですけど、9時半から5時ぐらいまでであったので、結構お昼の休憩のときなんかは、外に出られて、お食事をとられても結構ですよとおっしゃっていただいたんですけど、皆、何かため息をつくような、ふうという感じで、お弁当を食べて、甘いものがほしいぐらい頭がいっぱいだねという話をしたことを覚えています。

司会者：審理日程が短いほど、いろいろなことを密度濃く理解しなければいけないところもあるかと思うのですが、5時までびっしり予定が入っていると、疲れを感じることもありましたか。

裁判員経験者3：そうですね。私も仕事をしておりますので、審理日程が短いのはありがたかったんですけれども、9時半から5時までというのは、ずっと審理をしているわけではなくて、休憩も挟んでいるんですけど、やっぱり精神的な疲れはあったと思います。

司会者：一つ、お伺いしたいのですが、争いのある部分の審理について、裁判員の皆様と一緒にすることも、争いのある部分を切り離して、区分審理ということで、先にその部分の判断を裁判官がした上で、裁判員裁判をするということも法律上できることになっています。やはりその点、どちらの方がいいのか、いろいろと考えるんですが、先ほど、日程の関係をおっしゃられたところ、恐らく、争っている事件の証人尋問も裁判員の方と一緒にするととなると、もう少

し日程がかかると思います。その辺りの選択について、どちらが良かったかどうか、御意見や御感想はございますか。その点についても一緒に見た方が良かったと思われるのか、あるいはその点については、御経験された事件では、それで良かったと思われるのか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：それで良かったのではないかと私は思います。

司会者：ありがとうございます。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

司会者：再開いたします。

引き続き、本日のテーマである、争いのある事件における立証ということで、議論を進めていきたいと思います。立証の中の一つである証人尋問や被告人質問は、どの事件でも避けては通れないこととなります。証人尋問や被告人質問では、争点に関するだけでなく、それ以外にも、証人から何を引き出したいかということを検察官も、弁護人もよく考えて御準備されていると思います。事件によって、いろいろな個性があったかと思いますが、まずは、いわゆる目撃者や共犯者ではなく、専門家の方が来て法廷で話をされたという、2番の方と4番の方、お二人に御感想を伺いたいと思います。

2番の方がお聞きになった専門家の方というのは、精神科医の方ですが、専門家の証言がどのような感じだったかという点を少し御紹介いただいてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者 2：被告人に精神的な疾患があるということで、どうもその専門で、日本を代表するような方だったようで、非常に自信を持っておられました。あまりに自信を持って、この方の精神的な疾患と事件の行為には関係は全くございませんとおっしゃいましたので、弁護人の立場はないですけど、非常に説得力はありました。

司会者：証言は、まず、最初に鑑定人の方から説明して、その後で、検察官や弁護人が質問するようなスタイルだったのでしょうか。それとも、最初から一問一答のようなスタイルでなされたのでしょうか。

裁判員経験者 2：まず一般論を御説明いただきました。定義の説明があつて、これこれに当てはまる者が、この精神的な疾患に該当しますというようなことをおっしゃったと記憶しています。

司会者：まず一般的な説明があつて、その後でいろいろやりとりがあつたということですね。専門家の証人尋問では、そういった医学的知識がない中で話を聞くことになるので、検察官も弁護人も、やっぱり御理解いただけるかどうかという点を非常に気にして準備すると思うんですけども、内容自体は分かりやすかったですか。

裁判員経験者 2：説得力がありましたし、理解したつもりですが、いわゆる精神的な疾患が問題になっているときに、そこまで言い切れるのかなと疑問に思ったのは、正直な感想です。

司会者：ありがとうございます。

4番の方に、お聞きしたいと思います。4番の方の事件は、専門家の証人の方がお二人来られたんですかね。その辺りも含めて、御説明いただければと思います。

裁判員経験者 4：法医学の先生と精神鑑定の先生の二人が来られました。検察官の方は、他殺か自殺か病死かという3つが考えられるけれども、法医学の先生の意見はいかがでしょうかというような形で、私ども裁判員にとって、分かりやすく説明していただきました。こうこうこういうことがあつて、これがあつて、これがある、だから、これは頸部圧迫による他殺ということで、結論づけられますというような形で、御説明していただきまして、それに対して、弁護人の方から、こういうことも考えられるんじゃないでしょうか、こういうことも考えられるんじゃないでしょうかという意見をお聞きするような状態でした。それに対しても、いや、それはこうこうで、こうだから、こういうことが

考えられます、そのことも、もちろん考えておりますけれども、こういうことで、このようにして結論を出しましたと、比較的はつきり御説明いただけましたので、判断する方としては、専門家としては、こうなんだということでスムーズに頭に入ってきた印象があります。もう一方、精神鑑定の先生については、被告人の生い立ちなどから、精神的に少し他の人と違うといたしますか、普通に考える常識とは少し違った考えを持っている方ですよというようなことを御説明いただいて、その人においては、こういうことも考えられる、だから、実は死体の損壊遺棄に関しては、罪を認めているような状態だったんですけど、そこに関しましては、犯行を隠そうとしたわけではなく、この方は、周りの人が悲しむので、それを悲しまないようにするために、なかったことにしようというような形で、物事を考えていく人なんですよというような御説明がありました。そこは、なかなか理解しがたいところがございました。弁護人から補助的に説明していただいたんですけど、法医学の先生が説明したように、スムーズに自分の気持ちの中に入ってくるというよりは、少しギャップがあったような気がします。

司会者：ありがとうございます。

追加でお聞きしたいんですけども、先ほどの精神的な疾患のような、医学用語なり、法医学の用語なりというのは、かなり難しいところもあったかと思えます。また、精神心理学の用語というのも、それなりの難しさがあるかと思えます。そういった概念とか、用語の難しさというところで、ひっかかることはなかったでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね。その辺りは、私たち素人にも分かるように、かみ砕いて御説明いただいたんだらうと思うんですけども、その場におきましては、やっぱり難しい言葉が出てきたりすると、情報量としては多かったので、その日は疲れました。

司会者：その辺りは、情報の消化に、時間あるいは労力がかかる部分というのは、どうしても出てくるという感じですね。

尋問の問題というのは、なかなか難しいところがあると思うのですが、今、専門家証人の尋問を御経験されたお二人の話聞いて、検察官あるいは弁護士から、御意見や御感想はありますか。

花輪検察官：我々も、証人に出ていただく専門家の話を聞いたときは、最初は難しくて分からないんですけど、だんだん聞いていくと、あっそういうことかというふうに理解していくことになります。やっぱり法廷の場で、予備知識が全くない、中には、裁判員の方が我々より、詳しい知識を持っている人に当たるというケースもあるんですが、ほとんどそういうことはないの、白紙の状態から理解していただくということで、そこはその専門家の先生に出ていただくまでに、我々も準備としていろいろ話をしますんで、その中でちょっとここは分かりにくいから、こういう説明を加えてください、あるいは、補充でこちらからこういう説明をしますということで、何とか分かりやすいようにはしているつもりです。ただ、そうは言っても、元々が難しい話ですし、分かりやすくする一方で、やっぱり正確なものでなければならぬというところがあるので、そこはどの辺りにさじ加減を持っていくかという点で、我々もすごく悩んでやっているところです。

市川弁護士：専門家がお話するときに、専門家の方なりが作られた資料が、お手元に配られたかどうかという点についてお聞きしたいと思います。私が担当した事件で、専門家の方がお話してくださったときには、専門家の方がお話する内容をまとめたようなペーパーを配ってくださって、そこに一般論がかみ砕いて書かれてあって、いつでも見返すことができるように、分かりやすくする工夫をしたこともあるんですけど、そういうものがあつたかどうか、あるいはそういうものがあつた方がいいかどうかという点もお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2：私の場合は、ありませんでした。あれば、もう少し理解できたんじゃないかなと思います。

裁判員経験者 4：私の場合は、法医学の先生に関しましては、検察官が、ある程度の資料を作っていたっていて、精神鑑定の先生に関しましては、弁護人が

作っていただいたものがありました。でもそれは、そんなに詳しくなくて、こういう所見ですとか、こういう表がありますとか、こういう時系列ですとかいうものでした。法廷では、言葉とか、仕組みとかを、一生懸命頭に入れるんで、書いたり見たり、書いたり見たりということで、そのときは、やっぱり、疲れるなと思いました。

市川弁護士：そのペーパーというのは、一般的な基礎知識を確認するためというよりは、事件の資料として、フォーカスが上げられた資料ということになるんですかね。

裁判員経験者 4：そうですね。事件というか、被告人に絡んで、こういうことを考えたろうとか、こういうふうになるんだよというような形で、裁判員の方に知ってもらわなければいけない要点をピックアップして出された資料だなと感じました。

司会者：ありがとうございます。

それでは、次の話に移りたいと思います。それぞれの事件について、検察官や弁護人が、証人あるいは被告人に対して質問、尋問をしますが、その仕方というものが、事件を判断する上で分かりやすくされていたかどうかについてお聞きしたいと思います。検察官も弁護人も尋問のプロではあるんですけども、その都度その都度、いろいろなことを悩みながら尋問しているところがあると思います。

1番の方の事件は、関係者に外国人の方が多数いたということもあって、そういう尋問の特有の難しさもあったのではないかと思うんですけど、検察官や弁護人が質問する過程について、これはよかったな、あるいは、これは大分苦戦しているなといった御感想などがあれば、お聞かせください。

裁判員経験者 1：私も全く初めてのことなので、こういう質問の仕方なんだ、こういうシステムなんだということは思いました。ただ、通訳を入れるときでも、外国人が長いこと日本にいるような場合は、全体の90パーセントぐらいは、日本語が通じていると思うんです。あえてそこに通訳を入れるということ

は、ちょっと、うがった考え方をすれば、通訳でごまかしているんじゃないかというふうに思いました。

司会者：外国人の場合は、日本語を100パーセント理解していないと、日本で
の在住が長くても、重要なことですので、当然通訳を交えてやらないといけな
いというところがありますけれども、尋問が、こういうものかというふうに思
われたのは、質問の仕方自体に違和感があったのでしょうか。それとも、それ
自体は違和感なく、受け入れられたのでしょうか。

裁判員経験者1：違和感はございませんでした。

司会者：2番の方は、いかがですか。検察官や弁護人の質問が、わかり易かった
かどうかという点について、御意見や御感想がありますか。

裁判員経験者2：弁護人が、若い方と、お歳を召された方とお二人いらっしやっ
たんですけど、お歳を召された方が、いかにも事前に打合せしていたものを引
き出そうとしているように見えて、それならそれなりのやり方があるはずなの
に、それが見え見えのようなふうに感じました。その点、検察官の方は、舌鋒
鋭く、上手に相手の矛盾を突いたり、答えさせるような方向に持っていったり
していて、検察官の方はさすがだなと思いました。

司会者：今、事前に準備したもの引き出そうとしているように感じられたという
お話がありましたけれども、やりとりの中で、そのように感じられた部分につ
いて、もう少し掘り下げてお聞かせいただけますか。

裁判員経験者2：こういうふうに質問しますから、こう答えてくださいねという
までの台本があったのか、単にこういう質問をしますから、あなたの思ってい
ることを言いなさいよという程度だったのか、そこまでは分かりませんし、具
体的なことは今、はっきりと思いつけないんですけど、そういう印象は受けま
した。逆に、弁護人と被告人というのは、こんなものなのかなというふうに思
ってしまいました。

司会者：何かそういう台本があるのではないかと感じられたとのお話ですが、弁
護人と被告人が、事前に打ち合わせをされる際や、被告人質問のときに、どの

ようなことを悩まれながらされているのかについて、御紹介いただいてもいいですか。

市川弁護士：ある程度は打合せをして、こちらが聞くことと、それに対する答えというものを想定して臨むことにはなります。ただ、私たちが気を付けているのは、それはあくまでも被告人の方のお話であって、弁護人の話を被告人の口から語らせるのではないということは、日ごろから心がけていることであります。2番の方が先ほどおっしゃった、被告人が言わされている感じというものが、実際にその被告人の話を信用するかどうかという話になったときに、あれは被告人が実際に体験したことではなくて、弁護人からこう言えと指示されているんだろうというふうに捉えられたとしたら、それは弁護人として私たちは反省しなければいけないところだろうと思います。そうならないように打合せをして、私たちの話を語ってもらうのではなく、被告人本人の話を語ってもらうということが気を付けているところであります。

司会者：ありがとうございます。

3番の方が御担当された事件は、争いのある事件について、区分審理で解決された部分があって、法廷の中では、主として、争いがない部分を中心にした情状関係の質問が多かったかと思います。ここでも、聞かれている内容が、すっと理解できるかどうか、あるいは流れとかも含めて、分かりやすさの点でお感じになったことをお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者3：検察官の方は本当に淡々と述べられていて、陳述書も、本当に端的に文字が並んでいるだけという感じだったので、立証できればいいのかなという感じを受けました。反対に、弁護人の方は、情状を訴えるような感じで、割とやわらかく、陳述書も、本当に分かりやすく書けていたように思います。ぱっと両方並べるときに、弁護人の方が、すごく分かりやすい文面でした。

司会者：今のお話は、恐らく、主張レベルの冒頭陳述か論告弁論の中で訴えられるところの印象も含まれていると思います。その辺りは、好みの問題は置いておくとして、実際に3番の方が御経験された感想としては、事実だけをぼっぼ

っと言われるよりは、ある程度ポイントにめりはりをつけて述べられた方が、訴えかけられるインパクトがあったということでしょうか。

裁判員経験者 3：そう思います。そういう意味では、弁護人のおっしゃったことの方が頭にすっと入ってきました。

司会者：被告人から直接いろいろ話を聞いたと思うんですけども、弁護人の被告人質問での話の引き出し方はどうでしたか。

裁判員経験者 3：それも割とスムーズに話をされていて、被告人本人もそれに答えていたと思います。被告人本人がどう思っていたかということ、それからどういうことをしたかということ、本人の口で述べていたように感じました。

司会者：何件も悪いことをした人が、反省していますと言っても、またやるのではないかと、この場だけの上辺の反省ではないかとかいうふうに見られることもあるかと思うので、情状関係の被告人質問において、気を付けられていることはありますか。やはり、本人の言葉でしゃべっていただくということになるのでしょうか。

市川弁護士：反省の弁を弁護人が考えて、こう言えっていうのは違うだろうと思います。

司会者：先ほど4番の方には、専門家証人の尋問に関するお話をお伺いしたんですけど、被告人質問も含めて、検察官と弁護人の尋問の仕方について、印象に残っていることはございますか。

裁判員経験者 4：私が担当した事件は、被害者遺族が参加された裁判でしたので、御遺族の方が証人として出廷され、それからずっと検察官の後ろに座られて、裁判を傍聴されている状況で裁判が進みました。検察官は、被害者遺族の気持ちを代弁しているような言葉で被告人に質問されているように感じたこともありましたし、法医学の先生に関しましては、被害者の方の尊厳を損なわないように、言葉に気をつけて尋問されていたと感じました。弁護人の方は、被害者遺族がいらっしゃったということで、被告人を擁護する立場で、少ししゃべりにくそうな感じは受けました。法医学の先生に関しましても、同意を求め

ると言いましょうか、こうですよ、こういうことも考えられますよね、検察官の言い分に関しては、ここはちょっとおかしいんじゃないですかねという感じでされていまして。実際、亡くなった被害者の方の身内の方がいらっしゃるということで、お互い、伝えたい言葉を選んで質問されていたように感じました。

司会者：ありがとうございます。

5番の方は、いかがですか。検察官や弁護人の質問が、分かりやすかったかどうかという辺りについて、お聞きしたいと思います。

裁判員経験者 5：分かりやすかったと思います。あと、私も、被告人と被害者に対しては、聞き方が全然違うなと思いました。

司会者：気を遣って聞いているということ自体は、好ましく思われたのか、あるいは、分かりにくいのですとか、もう少しこういうことも聞いてもらいたいというふうに感じられたのか、いかがですか。

裁判員経験者 5：別に問題ないと思います。あれでよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

裁判官の立場で、何か意見や感想はありますか。

國分裁判官：証人尋問等で分からないことがあれば、後で補充質問をすることができるのですが、特に専門家の証人の場合は、消化するのに時間がかかるといったお話がありました。我々が審理予定を立てるときには、通常、20分ぐらい休憩を取ってから、補充質問に入るように配慮しているつもりですが、補充質問で聞く前にもう少し、消化する時間がほしいとか、そういう御意見や御感想がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

司会者：専門家証人のときは、情報を消化するのに時間がかかるので、裁判員から補充質問として質問をする場合に、少しゆとりがあった方がいいでしょうかという質問です。

裁判員経験者 2：私の場合、専門家の方にちょっと威圧感があったものですから、質問はできませんでした。一般的な説明だけでは理解できない部分がたく

さんありましたので、補充質問があつて助かりました。

司会者：ありがとうございます。

4番の方は、いかがですか。

裁判員経験者4：裁判官の方から、一旦控室に戻ったときに、何か聞きたいことはないですか、私もここがちょっと分からないんですけど、皆さんはいかがですかというような問いかけをしていただいたので、あつ、実は、私も分からなかったんですというような形で、じゃあ、そこを聞きましようつと、ある種、裁判長にリードしていただいたので、ありがたかったです。もちろん質問があれば、どうぞという形で聞けましたし、尋問中でも、メモを回して、これは聞きたいということで、裁判官の方にお渡しして、聞いていただいたりしました。手を挙げて発言するというのは、ちょっと勇気がいるもので、そういうときにも、裁判官の方が代弁していただけましたので、苦にはならなかったです。

司会者：ありがとうございました。

それでは、次の話題に進みたいと思います。

裁判員の職務を務めていただいた方には、守秘義務が課されることになっております。この守秘義務についての御意見や御感想をお伺いしたいと思います。守秘義務があるということと、それを守るということについて、御感想をお聞かせ願えますか。

裁判員経験者1：もちろん守りますし、守らなければならないことだと思っております。

司会者：2番の方は、いかがですか。

裁判員経験者2：私は、実は守秘義務を誤解しておりまして、裁判員に選ばれたという事実すら、他の人にしゃべったらいけないと思っていたのですが、多分ほとんどの方がそう思っているんじゃないかなと思います。裁判所の法廷で行われたことは公開されているんだから、しゃべってもいいんですよ、ただ評議の内容であるとか、そういうことはだめですよと言われて、そのとき初めて守秘義務を理解しました。守秘義務の内容を、もう少し前の段階でお話いただけ

ればありがたいと思います。

司会者：3番の方は、いかがですか。

裁判員経験者3：守秘義務は守らなければいけないことだと思っております。ただ、どこまで話をしていいのか、境界線がまだなかなか理解できないところもあります。

司会者：4番の方は、いかがですか。

裁判員経験者4：守秘義務に関しまして、私も、どこからどこまでっていうのははっきり分からないような状態で、家族や友人に話をするときも、どこまでしゃべっていいものか、分からないことが多いです。先ほども少し言いましたように、新聞やニュースで出るものと裁判員を担当して知ることになる情報量は全く違いますんで、しゃべるにおいても、分かってもらえるんだろうかということはありません。話をするときに、こいつ悪いやつやねって言われても、その人にも実はいろいろ弁明するところがあるし、一々言っていくと大変なことになるなと思って、そういう話がなかなかできないのは事実です。守秘義務については、本当に、これと、これと、これは言っちゃいけませんって言うていただく方が分かりやすいと思います。

司会者：5番の方は、いかがですか。

裁判員経験者5：守秘義務は、ちょっと難しいですね。

司会者：守秘義務の内容等については、私も裁判員裁判の裁判長として、その都度、御説明はさせていただいているところですが、今、皆様のお話をお聞きすると、守秘義務が必要で、重要であるということに関しては、御納得はいただいている一方、外延部分に関しては、やっぱり、どこまでが守秘義務の範囲に入るのかという部分で迷われるという御意見もありましたので、その辺りの明確性ということをしつかり意識して、お伝えしなければならないと思った次第です。

それでは、ここで、本日出席されている記者の方からの質問をお聞きしたいと思います。

記者：皆さんに御質問させていただきたいことが2点ございます。まず1点目が、公判前整理手続で争点が大分絞られると思うんですけども、審理全体で、もうちょっとここは知りたかったなとか、説明が不十分だったなと思われたところはありませんか。

司会者：今、記者の方から御質問があった点について補足しますと、皆様が裁判員裁判に参加する前に、検察官と弁護人とそれから裁判所の方で、この事件の争点はどこであるか、それから、どういう証拠を調べるかということを整理する手続、公判前整理という手続を実施した上で裁判の日程、計画を立てております。皆様が実際に審理を御担当されて、全体像が分かりにくいなとか、ここが足りないのではないかなと感じられたところはないかという御質問です。先ほど、検察官からの質問の中では、情報量が多過ぎやしないかという観点のお話がありましたけれども、今度は逆に、説明不足だな、証拠が不十分だなと感じられたところはなかったか、争点を判断する上で十分だったでしょうかという御質問だと思います。全員にお聞きしたいということですので、一番の方から順番にお願いいたします。

裁判員経験者1：十分な説明もありましたし、私は良かったと思います。

裁判員経験者2：先ほどもお話をさせていただいたんですけど、私が担当した事件では、燃焼実験の再現ビデオが証拠として出ました。そのビデオで、火をつけてから天井まで燃え移るのに3分二十何秒かということをおっしゃっていたんですけど、実際に消防の方が証人に来られて説明されたときに、こんな燃焼実験では駄目だと、外なので風も吹いているし、材質も違うという意味のことをおっしゃったんです。ですので、その辺りはもう少ししっかりした再現ビデオにしてほしかったといいますか、それを見ても、実際どうだったかは何とも言えないという感じで、その分不十分だったと思いました。

裁判員経験者3：十分、不十分ということに関しては、説明はしっかりなされていたと思います。現場の補足として写真などもあったので、どういうことが行われたかというイメージは分かりました。

裁判員経験者 4：もともと否認事件ですので、証拠とか説明で、あっそうなんだとはっきり結論付けができれば言うことはないんでしょうけど、やっぱりどっちともつかないものが多いと思います。裁判に携わったことのない者が、有罪か無罪かを決めて、量刑を決めるということですので、より多くの証拠、分かりやすい説明、裁判員が自分たちで納得できるものがあればそれに越したことはないと思います。ですので、不十分かどうかと問われても、それは事件によって違うと思いますし、結論が導き出せたら、それは十分に値するのではないかと思います。

裁判員経験者 5：防犯カメラの映像が証拠であって、とてもよく分かりました。

司会者：証拠調べの内容自体は、争点を判断する上で十分なものだったという理解でよろしいですか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ありがとうございます。

記者：もう1点お聞きしたいんですが、裁判官の評議の進め方は、皆さんにとって、十分発言しやすい、意見を言いやすい雰囲気作りをされていたかどうかという点を感想としてお伺いしたいです。一言ずつで結構なのでお願いします。

司会者：評議の雰囲気、議論の進め方は良かったかどうか、満足できるものだったかという御質問です。

裁判員経験者 5：良かったです。何も問題はないし、ちょうどいいと思いました。

裁判員経験者 4：まず、裁判員の意見を聞いていただいて、その上で補足でありますとか、意見を重ねていくようなお話の進め方と感じましたので、言いにくいとか、発言しにくいとかいったことはありませんでした。進め方も非常に気を遣っていただいて満足しております。

裁判員経験者 3：4番の方がおっしゃられたように、進め方は良かったと思います。なかなか自分から、はいっと手を挙げて発言というわけにはいきませんので、何番さんはどう思われますか、何番さんはどうでしょうかと聞いていただ

けて、とても発言をしやすかったと思います。

裁判員経験者 2：裁判長が全体の雰囲気とうまくリードして、非常に感じのいい議論の進め方だったと思います。

裁判員経験者 1：議論の進め方も全く問題なく、非常にスムーズだったと思います。また、裁判員に対して、裁判官の方が非常に気を遣っておられるなど感じました。3番の方が言われたように、この件はどうですかと聞いてもらうことで、上手く引き出してもらって、話がスムーズにできたと思います。

記者：ありがとうございました。

司会者：最後に、本日の意見交換会を踏まえて、一言ずつ御感想をお伺いして意見交換会を終えたいと思います。1番の方から、順番に一言ずつお願いいたします。

裁判員経験者 1：こういう場を設けていただきまして、非常に感謝しております。裁判員は、なかなか経験できることではなく、物の見方や考え方が変わったこともあり、その点については、これからの自分の財産として生きていきたいと思います。本当にありがとうございました。

裁判員経験者 2：判決を出して、そこから裁判のことは忘れてしまっていたわけですがけれども、例えば、その判決を出した被告人が控訴したとか、しなかったとか、そういった情報が耳に入ればありがたいと思いました。大きな事件であれば報道もされるんでしょうけど、私の担当した事件は、そういう報道はなかったようです。あと、裁判員の人選について、これは、今、全くアトランダムに選出されているとお聞きしているんですけど、例えば年齢が何歳代を何人入れる、男性を何人、女性を何人入れる、というような、もう少しきめ細かい選び方をした方がいいのではないかなと思います。広く国民の意見を聞く、取り入れるという発想であるならば、事務的な作業は大変になるかも分かりませんが、そういう細かい対応をされた方がいいのではないかなと感じました。

裁判員経験者 3：こういった経験をさせていただいて、物事の考え方が自分では変わったのではないかと思います。この場の経験もこれからの糧になるかと思

うので、これからもいろいろ考えていきたいと思っております。

裁判員経験者 4：私は、もしまた裁判員に選ばれたとしても、また勇んで参加させていただきたいと思います。裁判員裁判に携わって、物事の見方が変わりました。ただ、自分が関わった事件については、最後まで見届けたいという気持ちがありますので、先ほど2番の方がおっしゃられたように、何らかの形で報告してもらって結果が分かれば、もう少し気持ちの中で楽になるのではないかと思います。

裁判員経験者 5：他の人の話を聞くのもいいし、自分が思っていることもしゃべるのもいいし、意見交換会っていいものですね。

司会者：ありがとうございました。

本日は、本当に貴重な御意見をいただき、皆様、どうもありがとうございました。いただいた御意見は、今後の我々の実務に役立てていきたいと思えます。今後とも、裁判員制度についての御理解、御協力をよろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

以 上